

平成30年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立高野台デイサービスセンター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立高野台デイサービスセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目928番地1

社会福祉法人 安心会

理事長 片居 木 裕 明

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成30年4月18日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月4日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月5日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月20日	申請書類受付（経営状況に関する部分）
7月23日	経営診断委託
8月3日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月27日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査の実施） （プレゼンテーションおよびヒアリング実施） （申請団体の評価、採点）
11月2日	平成30年度第5回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）
12月14日	平成30年第四回定例会 （指定管理者指定議案議決）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を経営した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした質の高い介護サービスの提供が今後も期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人安心会が練馬区立高野台デイサービスセンターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 安定性・継続性

収入に占める補助金等の割合が低く、支払委託料が少額なため、自主的運営能力が高い。

また、資金力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

区立のデイサービスセンターとして、中重度の要介護者や医療的ケアが必要な高齢者を積極的に受け入れ、高齢者の自立と在宅生活を支援している。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を策定し、適正に運用している。また、全職員を対象とした研修を実施することにより、個人情報等の重要性を継続的に意識付けできる教育体制を確立している。

品質保証の国際規格であるISO9001の認証を取得し、法令遵守のための研修や業務手順書の整備など、サービス品質管理の仕組みを導入している。年2回の法人内部監査や外部審査機関による更新審査の受審により、継続的に施設運営管理に関わる法令遵守や質の高いサービスを担保できる体制を整えている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

接遇マナーの基本を身に付け、利用者に対するきめ細かい気遣い・配慮ができるよう、現職職員を対象として「サービス向上研修」や定期的な外部研修を実施している。

法人の定めた「苦情解決マニュアル」に基づき、「苦情解決責任者」と「苦情解決第三者委員」を配置し、苦情・事故の発生時も一体的に対応している。苦情解決第三者委員には、地元民生委員を任命し、困難ケース等への助言や苦情解決時立会い体制を整備し、サービス向上へ生かしている。

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、医療的ケアが必要な利用者であっても、対応が可能な限り受け入れるという考えがある。

内部監査や外部審査機関による審査の定期受審、年1回の満足度調査等により、サービスの平準化や利用者の意見・要望を反映したサービス向上に取り組んでいる。

業務習得状況を確認する施設内研修や勉強会を実施しているほか、法人において、採用時から体系的に研修を実施し、施設運営に必要な職員の知識・技術の向上に努めている。また、研修内容が理解されているかを評価する仕組みとして「業務習得チェック」を導入し、職員の資質向上のための取組を継続的に実施していく考えがある。

(4) 運営経験を生かした取組

施設開設時より当該施設の管理運営業務を受託しており、長年の施設運営のもとに構築した地域住民等との信頼関係や、シルバーピア生活協力員・高齢者配食事業・いきがいデイサービス事業といった区からの受託事業のノウハウを生かし、地域に根差した施設運営に努めている。また、福祉避難所として指定を受けるなど、高齢者に関わる事業だけにとどまらず、区の事業に協力する姿勢がある。

夜間延長サービスや医療的ケアが必要な方への対応に加え、日々の食事においても主菜選択制を採用するなど、利用者一人ひとりの状態や要望に合わせて、個別対応を行っていく提案がある。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

設備・機器管理手順により、施設設備および介護サービス提供に係る必要な構造物の点検を実施している。また、法定点検義務のない介護機器も自主点検に組み入れるなど、安全性の確保に努めている。

外部研修を中心に、危機管理について学ぶ機会を設けるなど、危機管理体制の充実を図っている。

(6) 効率的な管理運営

基準を上回る介護職員や看護職員を配置し、きめ細かい介護が可能な体制を確保するとともに、非常勤職員の活用など多様な雇用形態の職員配置や勤務時間の細分化など、効率的な運営を行う提案がある。

清掃業務、設備保守業務、給食調理業務等の再委託や、施設長会議における週単位での事業稼働実績報告などにより、効率的な運営に努めている。

(7) 施設特性に応じた評価項目

利用者が自宅で自立した生活ができるよう、必要以上の介助は避け、見守りや声掛けを中心とした、自発的な行動を促す介護の実施に努めている。

常時3名の看護職員の手厚い配置（基準では1名以上）や利用者主治医との緊密な連携により、医療的ケアの必要な中重度者の受入れを積極的に行っており、今後も継続していく提案がある。また、普通救命講習とAED取扱研修を全職員が受講しており、有事の際には対応できる体制を整えている。

(8) 地域への貢献

職員の約7割が区民であり、職員の採用に当たっては今後も区民の雇用を推進する考えがある。また、65歳以上の高齢者の雇用も積極的に行うほか、業務の再委託や物品の購入に当たっては、区内事業者の活用にも努めている。

隣接する都営住宅や近隣住民との定期的な交流の機会を設けているほか、ボランティアと協働したプログラムの実施など、地域やボランティアとの協働・連携を推進していく提案がある。

別表

指定管理者の審査結果（練馬区立高野台デイサービスセンター）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	12点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応じた評価項目	(1) 自立支援・重度化防止の取組 (2) 中重度者受入れのための取組	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	156点